

令和7年度 西クリーンセンター維持管理状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
処分した一般廃棄物 (単位:トン)	可燃性ごみ	8,145.56	8,466.38	8,715.74	8,421.68	7,690.56	7,768.27	8,290.13	5,056.50	9,476.50	7,845.47		
燃焼ガス温度 (炉内にて連続的に測定(800℃以上))	1号炉	927	926	920	923	917	924	923	930	934	-		
	2号炉	944	929	926	-	-	-	934	936	936	935		
	3号炉	-	-	920	924	924	925	929	928	924	923		
ろ過式集じん器に流入する燃焼ガス温度 (減温塔出口にて連続的に測定(概ね200℃以下))	1号炉	170	170	170	170	170	170	170	170	170	-		
	2号炉	170	170	170	-	-	-	170	170	170	170		
	3号炉	-	-	170	170	170	170	170	170	170	170		
排ガス中の一酸化炭素濃度 (煙突にて連続的に測定(法定の100ppm以下))	1号炉	3.2	3.7	3.3	3.1	3.5	2.8	2.8	2.8	2.7	-		
	2号炉	3.3	4.0	3.2	-	-	-	3.0	3.5	3.2	3.3		
	3号炉	-	-	4.5	4.0	4.1	3.3	3.7	3.5	4.2	3.6		

※燃焼ガス温度・集じん機に流入する燃焼ガス温度・排ガス中の一酸化炭素濃度は連続記録計の月平均値を記載しています。
詳細データにつきましては、西クリーンセンターにおいて閲覧できます。

※ 8月8日、20時04分から、排ガス中の一酸化炭素濃度が34ppm/4時間平均と、一時的に自主基準(30ppm)の超過がみられたため、不完全燃焼予防措置で、同日20時14分に1号炉を停止しました。これによる周辺環境への影響はありません。
(原因は灰溶融炉に空気を送る弁の動作不良で、直ちに焼却炉と灰溶融炉を停止して点検し、8月12日から焼却炉の運転を再開しています。)

冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日	冷却設備 排ガス処理設備	1号炉	2号炉	3号炉
		R8.1.16~R8.1.26	R7.7.1~R7.7.3	R7.4.14~R7.5.23
		R8.1.27~R8.1.29	R7.6.16~R7.6.30	R7.4.28~R7.4.30

		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガス中のばい煙量 又はばい煙濃度 (煙突測定孔にて測定) (測定回数:年6回)	1号炉	排ガスを採取した年月日	R7.5.9	R7.7.7	R7.9.9	R7.11.6	
		測定結果の得られた年月日	R7.5.23	R7.7.11	R7.9.24	R7.11.14	
		硫黄酸化物濃度(SOx) (K値)	0.08	0.01	0.04	0.03	
		ばいじん濃度 (g/m3N)	0.0011未満	0.0010未満	0.0010未満	0.0011未満	
		塩化水素濃度(HCl) (mg/m3N)	17	9	10	8	
		窒素酸化物濃度(NOx) (ppm)	15	12	22	8	
	2号炉	排ガスを採取した年月日	R7.4.10	R7.6.6	R7.12.16		
		測定結果の得られた年月日	R7.4.17	R7.6.16	R7.12.22		
		硫黄酸化物濃度(SOx) (K値)	0.06	0.01	0.04		
		ばいじん濃度 (g/m3N)	0.0010未満	0.0059	0.0011未満		
		塩化水素濃度(HCl) (mg/m3N)	45	29	31		
		窒素酸化物濃度(NOx) (ppm)	18	12	8		
3号炉	排ガスを採取した年月日	R7.6.27	R7.8.28	R7.10.7	R7.12.26		
	測定結果の得られた年月日	R7.7.3	R7.9.5	R7.10.15	R8.1.13		
	硫黄酸化物濃度(SOx) (K値)	0.05	0.04	0.06	0.02		
	ばいじん濃度 (g/m3N)	0.0065	0.0010未満	0.0010未満	0.0014未満		
	塩化水素濃度(HCl) (mg/m3N)	20	15	23	27		
	窒素酸化物濃度(NOx) (ppm)	15	7未満	14	19		

ばい煙濃度の排出基準(大気汚染防止法)

硫黄酸化物濃度	K値規制 11.5以下	(380ppm)
ばいじん濃度	0.04g/m3N以下	
塩化水素濃度	700mg/m3N以下	(430ppm)
窒素酸化物濃度	250ppm以下	

K値:地域ごとに定める定数

ばい煙濃度の排出基準(本施設届出基準)

硫黄酸化物濃度	K値規制 0.30以下	(30ppm)
ばいじん濃度	0.01g/m3N以下	
塩化水素濃度	81mg/m3N以下	(50ppm)
窒素酸化物濃度	50ppm以下	

K値:地域ごとに定める定数

		1号炉	2号炉	3号炉
排ガス中の ダイオキシン類濃度 (煙突測定孔にて測定) (測定回数:年1回)	1号炉	排ガスを採取した年月日	R7.5.9	
		測定結果の得られた年月日	R7.6.2	
		測定結果(ng-TEQ/m3N)	0.0000026	
	2号炉	排ガスを採取した年月日	R7.4.10	
		測定結果の得られた年月日	R7.4.24	
		測定結果(ng-TEQ/m3N)	0.00000059	
3号炉	排ガスを採取した年月日	R7.6.27		
	測定結果の得られた年月日	R7.7.15		
	測定結果(ng-TEQ/m3N)	0.00015		

ダイオキシン類濃度の排出基準
(ダイオキシン類対策特別措置法)
ダイオキシン類濃度
0.1ng-TEQ/m3N以下